

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

令和元年度（2019年度） 第6回会議 次第

令和2年（2020年）2月10日（月）
午後1時30分～午後3時30分
八王子市役所 805会議室

1 開 会

2 報 告

- (1) 子ども・若者育成支援計画の策定に係る答申について
- (2) 子ども・若者育成支援計画のパブリックコメント実施結果について
- (3) 子ども・若者育成支援計画の策定状況について
- (4) 子ども・若者育成支援計画の表紙デザイン原案について

3 その他の事項

4 閉 会

【配付資料】

資料1 八王子市子ども・若者育成支援計画の基本的な考え方について（答申）

資料2 子ども・若者育成支援計画（素案）のパブリックコメント実施結果について

資料3 提出意見一覧

資料4 子ども・若者育成支援計画の表紙デザイン原案について

八王子市子ども・若者育成支援計画の 基本的な考え方について (答申)

八王子市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会
令和元年（2019年）10月

目 次

1	はじめに	1
2	八王子市の子ども・子育て支援の成果	2
3	新たな計画に引き継ぐ課題	4
4	基本理念と3つの視点	10
	(基本理念) 「みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ」	
	(視点1) 夢と権利を護る	
	(視点2) 育てる・育つが楽しい	
	(視点3) ミライをひらく	
5	提言	11
	(基本方針1) ミライを担う子どもの育成	11
	(基本方針2) 子どもを育む家庭への支援	13
	(基本方針3) 子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり	15
	(基本方針4) 配慮が必要な子どもと家庭への	17
	(基本方針5) 若者の社会的自立に向けた応援・支援	20
6	子ども・子育て支援事業計画について	24
	(1) 区域	
	(2) 教育・保育施設	
	(3) 地域子ども・子育て支援事業	
7	推進・評価について	25
8	付録	26

資料 ビジョンフォーラム及び子どもミライフオーラムでの子どもからの提言 28

1 はじめに

少子化の急速な進展や地域の絆の弱まりといった社会状況の変化、核家族化や親の就労形態の多様化、安心して遊べる場や体験・ふれあいの機会の減少などにより、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化している。また、困難を抱える子ども・若者の悩みは複合的・複雑化しており、ひとつの分野に留まらない総合的な相談・支援体制が求められている。

このような背景から、国では次世代育成のさらなる推進・強化を図るため、平成17年（2005年）に10年間の时限法として制定した「次世代育成対策推進法」を、平成26年（2014年）に10年間延長し、子ども・子育て支援新制度や働き方改革などの取組とともに、子育て支援の充実や仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備を進めてきたところである。

八王子市でも、次世代育成対策推進法に基づき、「子どもにやさしいまち」と「子育てしやすいまち」の実現を目指し、平成27年（2015年）に「第3次子ども育成計画」を策定した。市政への子どもの参画や八王子版ネウボラによる乳幼児期の切れ目ない支援、地域をつなげる子育て情報の発信などにより、安心して子どもを産み育てることができるよう施策を推進してきた。平成31年（2019年）3月には、八王子市を市民全員で盛り上げていくためのブランドメッセージとして「あなたのまちを、あるけるまち。八王子」を市民による総選挙で決定した。ブランドメッセージを決める投票には小・中学生も参加し、子どももまちづくりの大切なパートナーとして位置付けているところである。

若者支援については、若年無業者やひきこもりなど若者の自立に関わる課題が深刻化し、国は平成21年（2009年）に「子ども・若者育成支援法」を制定し、若者の就業や自立に向けた支援を行ってきた。八王子市でもこれまで、福祉・医療・教育・雇用など様々な分野において若者への支援が行われてきたが、困難を抱えた若者やその家族の悩みは複合的であり、どこに相談して良いかわからない状態にある。

こうした一連の動向を踏まえ、八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会では、平成30年（2018年）4月に市長からの諮問を受け、次世代育成対策推進法及び子ども・若者育成支援法に基づく新たな計画の策定に向け、八王子市の子ども・若者支援のあり方について検討を重ねてきた。

検討にあたっては、市制100周年記念事業のビジョンフォーラムや子どもミライフォーラムでの子どもたちからの提言を具体化するため、子ども自身や保護者へのアンケート調査、子どもミライ会議の子ども大使との意見交換など、子どもの想いに耳を傾けながら本答申をまとめてきたところである。また、若者支援については、児童福祉専門分科会に計画策定（若者）部会を設置し、大学生や若者を支援する様々な機関の関係者を臨時委員として迎え、当事者や現場の視点を取り入れながら議論を進めてきた。

これまでの取組を引き継ぎ、さらに発展させることで「子ども・若者にやさしいまち」「子育てしやすいまち」の実現を目指すとともに、すべての子どもと若者が夢や希望を持ち、成長と自立により自らの道を歩いて行ける持続可能な社会としてミライが輝くまち八王子として「子ども・若者が夢と希望を持ってあるけるまち」を実現するための基本的な考え方をここに答申する。

令和元年（2019年）10月

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 会長 井上 仁

2 ハ王子市の子ども・子育て支援の成果

平成27年（2015年）に策定した第3次子ども育成計画「ビジョンすくすく☆はちおうじ」では、「みんなで育てる みんなが育つ はちおうじ」を基本理念に掲げ、4つの基本方針と17の基本施策、51の施策により、「子どもにやさしいまち」を「子育てしやすいまち」の実現を目指して取り組んできたところである。

<第3次子ども育成計画「ビジョン すくすく☆はちおうじ」の基本方針>

基本方針1 次代を担う子どもの育成
基本方針2 家庭の子育て力を支えるしくみづくり
基本方針3 子どもと家庭を育むまちづくり
基本方針4 配慮が必要な子どもと家庭を支える環境づくり

第3次子ども育成計画における主な成果は以下のとおり。

（1）子どもにやさしいまちづくりの推進

平成29年度（2017年度）に実施した市制100周年記念事業のビジョンフォーラムや子どもミライフォーラムは、子どもがこれからの八王子について夢や希望を語る機会となり、子どもの視点で八王子のまちづくりについて考えた「ミライへの提言」が発表された。また、「子ども意見発表会」や「子どもミライ会議」など、子どもが市政に対し、具体的な提案を行う場も継続的に実施されている。

（2）保育施設等における待機児童対策

第3次子ども育成計画の策定時、保育施設における待機児童は231人であったが、民間保育所等の施設整備により保育定員は993人分増加し、平成31年度（2019年度）当初の待機児童は26人まで減少した。一方、学童保育所の待機児童については、計画策定時の待機児童は193人であり、平成30年度（2018年度）までに594人分の定員を確保したが、女性の就業率の上昇等により、平成31年度（2019年度）当初の待機児童は215人となっている。

（3）保・幼・小連携の推進

保育施設・幼稚園・小学校の教職員が相互に交流し、意見交換を行う「保・幼・小連携の日」について、小学1年生が在籍するすべて小学校と連携園で実施することができた。また、支援が必要な子どもの情報を園から小学校に引き継ぐ「就学支援シート」については、その認知度の高まりとともに平成28年度（2016年度）入学者では7.8%だった利用率は、平成31年度（2019年度）には13.8%まで上昇している。

（4）切れ目ない支援の充実

「はちおうじっ子 マイファイル」事業や八王子版ネウボラにより、子どもや家庭への切れ目ない支援を強化してきたところである。保健福祉センター・子ども家庭支援センターを子育て世代包括支援センターとして位置付け、妊娠・出産・子育ての相談窓口である「はちおうじっ子 子育てほっとライン」による電話・メール相談の開始や妊婦面談、赤

ちゃん訪問、産後ケア事業など母子保健の充実に取り組んできた。また、支援が必要な妊産婦や家庭については、各保健福祉センターと子ども家庭支援センターの連携により早期発見・早期対応の体制づくりを進めてきた。

(5) 困難を抱える家庭への支援

平成 29 年度（2017 年度）に、子どもや保護者の生活実態や困りごと等について調査する子どもの生活実態調査を行った。その結果を踏まえ、配慮が必要な子どもとその家庭を支援するための事業として、生活困窮者の自立支援やひとり親家庭の自立促進などに取り組んでいるところである。生活保護受給世帯や児童扶養手当全部支給世帯の中学生を対象にした無料学習教室では、参加者から「分かりやすく教えてくれるのでうれしい」、「勉強が楽しくなった」などの意見が寄せられている。

3 新たな計画に引き継ぐ課題

(1) 総論

■ 子ども・子育て環境

我が国の総人口は平成 30 年（2018 年）で 1 億 2,644 万 3 千人であり、年少人口（0～14 歳）は 1,541 万 5 千人となっている。年少人口の総人口に占める割合は 12.2% となり、減少が続いている。1 人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの数を表す合計特殊出生率は、過去最低であった平成 17 年（2005 年）の 1.26 からは増加しているが、平成 30 年（2018 年）では 1.42 と依然として低い水準にあり、少子化が進行している。八王子市の出生数については、平成 25 年度（2013 年度）に 4,000 人を割り込み、平成 29 年度（2017 年度）には 3,377 人となっており、その後も減少していくことが予想される。少子化の要因については、若者の経済的な不安定さや長時間労働、仕事と子育ての両立、子育ての孤立感や負担感、結婚・出産に対する意識の変化など、ひとつではない。妊娠や出産を希望する個人の希望がない、安心して産み育てられる環境づくりをすることで、持続可能な社会に向けて取り組んで行く必要がある。

■ 子ども・若者のコミュニケーション環境の変化と影響

子ども・若者のコミュニケーション環境においては、スマートフォンの急速な普及により、すでに、小学生では約 4 割、中学生では 7 割弱、高校生では約 9 割がスマートフォンを利用している。また、高校生においては、一日 2 時間以上利用している割合は約 8 割にのぼる。

中学生、高校生のスマートフォンの使用にあたっては、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の使用割合が最も高くなっている。今やスマートフォンは若い世代におけるコミュニケーションツールの主流といえる。

若者に慣れ親しまれている SNS は、気軽さや交友関係を広げるといった利点を持つ一方、閉塞した人間関係をより固定化し、閉じた世界の中での交友関係を濃密にする一面を持つ。そのため、ときに、思い違いを発端とした誹謗中傷へのエスカレートや個人情報の拡散、さらには、「自画撮り被害」など若者の想像をはるかに超える重大トラブルへ発展しまうリスクもある。

こうした子ども・若者を取り巻くコミュニケーション環境の急速な変化や、幼少期からの社会や人との関わり・実体験の減少などにより、若者はネット上の交流においても、実際の社会においても、自分と似通ったところで生活圏を閉じてしまいがちな傾向にあり、その人間関係から外れると、居場所がどこにもなくなってしまうという孤独感や自信喪失につながるリスクが大きいといわれている。

また、子供・若者白書（令和元年度）では、自分のことを肯定的にとらえている日本の若者の割合は、諸外国と比べて低い傾向にあり、これは他者と直接関わることで育まれる自己有用感の低さが関わっているとの考察が示されている。

こうした中、すべての子ども・若者が社会的自立に向けて、健やかに成長していくためには、子ども同士での遊びや会話、多世代との関わり合いを通じて、社会を学ぶ機会や発達段階に応じた実体験の機会を創出していくことが必要である。

■ 若者を取り巻く課題

八王子においては、これまで福祉・医療・教育・雇用・文化・市民活動など様々な分野の施策において、若者一人ひとりに寄り添った支援から、地域活動への支援やコーディネートといった若者の自主性・主体性を尊重したサポートまで様々な支援・応援を行ってきている。

なかでも、平成 25 年度に若者の就労支援機関として八王子市に設置された八王子若者サポートステーションでは、年間延べ 2,200 名の若者に対して支援が行われている。具体的には、八王子市と様々な業種の約 60 社の企業や市民団体との協働により、働くことへの意欲はあるものの就労に結びつかない若者に対して、就労体験などの機会を通じて自らの適性を把握し、適性に合った就業先を見つけられるよう支援するなど、八王子市独自の就労支援を展開している。

そのほか、若者の更生保護を行う「サポートネットはちおうじ」では、学生を中心にボランティア活動を行っている BBS 会が、学習支援や農作業体験などの支援活動に関わり、子どもに対する更生保護活動に取り組んでいる。

しかしながら、進路や人間関係について悩み、自己肯定感を喪失し、将来への夢や希望を持つてずにいる若者とその家族にとって、悩みの要因は 1 つに限らず、複層していることが多い。そのため、長期にわたる不登校やひきこもり状態にあるなど、生きづらさを抱えた子ども・若者の家族にとって、苦しむ我が子のために力になりたくとも、本人への向き合い方や相談先もわからず、家族も社会から孤立し、結果として「8050 問題」という言葉に象徴される、ひきこもり状態の長期化・高齢化を招いてしまっている深刻なケースも多い。

こうした子どもと若者、その家庭を取り巻く諸課題の解決に向けて、これまでの取組を引き継ぐとともに、今後重点的に八王子市が取り組んでいくべき主な課題を挙げる。

（2）子どもをめぐる課題

■ 子どもの権利

子どもは自分に関係することについて意見を表し、それが十分に尊重される権利を持っている。八王子市では、子どもすこやか宣言や子ども☆ミライ会議により、子どもの権利や参画に取り組んでいるが、今後はより一層、子どもの意見をまちづくりに活かしていくことが求められる。本分科会では、八王子市を「わが街」として意識化できる子ども・若者を育成するため、子どもにやさしいまちづくりの一層の推進を図り、小・中学校における意見表明の機会や本分科会における意見表明の機会の確保などの必要性を表明してきた。また、子ども☆ミライ会議の学生リーダーなど、次代を担う青少年が育っているが、持続的な取組となるよう、市の育成方針が必要である。

児童虐待の増加やいじめ死の問題など、子どもの権利侵害は深刻な状況であり、八王子市においても子どもが安心して健やかに成長できるための環境を大人が保障していく必要がある。

子どもが悩んだり、その心身の安全がおびやかされたときには、子どもが自らアクセスできる第三者機関等を設けるなど、子どもが相談しやすい環境が周囲に整い、最後まで寄り添える体制が望まれる。

子どもの基本的な権利についての認知度は、決して高いとは言えない。子どもの権利に関する啓発活動やフォーラムの実施など、子どもの権利を守るために基本的な考え方を市民と共にし、子どもの権利を大切にするまちづくりが必要である。

■ 乳幼児期の重要性

乳幼児期は、心情・意欲・態度・基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、その後の人間の生き方を大きく左右する、極めて重要な時期である。乳幼児期の子どもの健やかな心身の発達を保障していくため、幼児期の保育のあり方を示す保育ガイドライン等の整備や中核市の権限を活用した指導監査等、教育・保育のさらなる質の向上が求められる。

子どものよりよい成長という共通認識のもと、幼児期から小学校への子どもの成長や学びの連続性を確保するため、保・幼・小連携を推進するとともに、小学校においても子どもが入学後の生活を円滑に開始できるような取組が必要である。また、支援が必要な子どもについては、乳幼児期から小・中学校期、さらに青年期へと必要な支援が継続されるとともに、年齢に応じた支援機関との連携が求められる。

（3）家庭をめぐる課題

■ 妊娠期からの切れ目ない支援

母親にとって、妊娠・出産期は身体の変化により不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期である。核家族化が進み、家族からの十分なサポートが難しい家庭も多く、家庭への適切な支援が求められている。

八王子市では「八王子版ネウボラ」により、切れ目ない包括的な相談・支援体制を整えてきたところである。引き続き、関係機関や地域の支援者が連携し、子育て家庭のニーズに合った包括的支援を進め、安心して子どもを生み育てができる環境づくりが望まれる。

また、妊娠・出産・子育てに関する質の高い情報を分かりやすく提供することや妊娠中から身近な場所での仲間づくり、いつでも相談できる場、「孤育て」とならないような支援など、支えあいながら子育てができる環境づくりが必要である。

■ 子育てと仕事の両立

「子育てか仕事か」の二者択一ではなく、「子育てと仕事」が両立できる社会の実現が求められている。共働き世帯が増加する中、家庭とともに社会全体で子どもを育てていく環境の整備が必要である。働きながら子育てできる環境づくりのため、保育所の施設整備により、平成31年（2019年）4月の待機児童数は26名となった。学童保育所においても、施設整備等を進め、受け入れ児童数を増やしたもの、女性の就業率の上昇等により、平成31年（2019年）4月の待機児童数は215名となっている。

また、企業においては育児休業や短時間勤務制度など、子育てと仕事を両立するための環境が整っているが、様々な理由により利用されていないケースも多い。父親と母親が協力して子どもを育て、子育ての楽しさや苦労が共有できる時間が持てるよう、企業においては「働き方改革」の推進が求められている。子育てと仕事の両立などに取り組む企業の表彰など、積極的にライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取組も必要である。

（4）子ども・子育てを支えるまちづくりに向けた課題

■ 子育てプロモーションの強化

子育て世帯に「八王子で子育てしたい」「住みたい・住み続けたい」と感じてもらうためには、八王子市の「子育てしやすいまち」「子どもにやさしいまち」への取組や魅力ある子育て情報を積極的に発信し、プロモーション活動をしていくことが重要である。

子ども・子育て支援の取組を充実させるだけではなく、子育て世帯のニーズに合わせた情報発信の工夫により、市民活動団体や企業等による子育てを応援する取組についても、市民と協働して積極的に情報発信していくことが必要である。

市民や企業・大学など様々な立場の人々がゆるやかにつながり、市民参加型の取組により、地域社会みんなで子育て支援に参加していくムーブメントとなるよう、子ども・子育てに関するフォーラムの開催などのきっかけづくりを行っていくことも大切であり、八王子の持続可能な発展に向けて、子育て世帯の定住や流入、年少人口や生産年齢人口の増加を図るため、シティプロモーション活動の推進が求められる。

（5）配慮が必要な子どもと家庭をめぐる課題

■ 児童虐待への対応

児童虐待は、子どもの命を奪い、あるいは心身に深い傷を与え、その後の人生を左右する子どもへの最大の権利侵害である。子どもが最も安心していられるべき家庭の中に、その存在を認めてくれる心理的・物理的な居場所がないことで、年齢に応じた発育が阻害され、トラウマによって社会生活を送る上での大きなハンディを長期的に背負わされることとなる。

八王子市では、子ども家庭支援センターの体制強化や職員一人ひとりのスキルの向上を図り、児童相談所や保健福祉センターなど関係機関との十分な連携により、児童虐待への対応を行ってきたところである。しかし、平成 30 年度（2018 年度）に子ども家庭支援センターが取り扱った児童虐待の受理件数は 968 件と前年より 302 件増加し、大幅に増えている。これは各支援機関が重篤なケースに陥る前に、子ども家庭支援センターに連絡する体制が整った影響もあるが、依然として多くの子どもや家庭が苦しんでいる状況である。

児童虐待は様々な要因が絡み合い、その家庭だけでの解決が難しい問題である。発生予防から、早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目ない支援が必要となっている。また、中核市として、地域の問題は地域で解決し、子どもにやさしいまちの実現のため、児童相談所の設置の検討など中核市としての児童相談のあり方や相談支援に関する人材育成などの課題についても、引き続き検討を重ねる必要がある。

■ 子どもの貧困

国民生活基礎調査（平成 27 年分）によると、平均年間所得の半分以下で生活する「貧困状態」にある 18 歳未満の子どもの割合は 13.9%となっており、改善傾向はあるものの日本の子どもの 7 人に 1 人が貧困状態と言える。特に、ひとり親家庭の母子世帯の年間平均所得は、270 万円と子どもがいる全世帯の年間平均所得の 38%にとどまっており、深刻な状況にある。

子どもの貧困は家庭だけの問題ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題である。国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」により、生活に

困窮する家庭や子どもに対して、自立に向けた支援を行っていくこととしており、八王子市においても、本計画を「子どもの貧困対策計画」と位置づけ、就労・相談・生活・学習などの支援を行っていく必要がある。子どもの貧困対策の内容についてはさらなる検討を重ね、より効果的な施策としていくことを求める。

子どもの貧困は学習環境に大きく影響し、学習意欲や学力低下につながると言われており、大人になっても困窮する「貧困の連鎖」が社会的な問題となっている。学童保育所の長期休暇中の昼食の提供や子ども食堂のサポートなども行われているが、学習支援から食の支援、さらには家族支援を含めた総合的な子どもの貧困対策を拡充し、子どもの貧困対策の計画とする必要がある。八王子市ならではの施策を講じ、八王子市の子どもがフェアにスタートできる環境づくりに向けての検討が望まれる。

（6）若者の社会的自立をめぐる課題

■ 若者施策の推進

八王子市ではすでに、様々な分野において、若者を対象とした事業が展開されている。今後これらを若者の社会的自立に資する若者施策として体系づけ、効果的に推進していくためには、若者支援に携わる専門機関や団体との協働により、「社会全体で若者を応援・支援する」といった共通の理念のもと、推進していくことが重要である。

特に生きづらさを抱えた若者に対しては、「子どもや若者の置かれた環境や状態に応じた総合的支援に、社会全体で重層的に取り組む体制づくり」を様々な主体とともに、推進していくことも重要である。そのためには、市がコーディネート役として、支援者同士の顔と顔が見える関係づくりを支援し、それぞれが持つ力を持ち寄ることができる環境、すなわち、「現場レベルの実践的ネットワーク」を形成していくことで、社会的包摂の視点から若者施策を発展させていくことが重要である。

■ 若者への切れ目ない支援

八王子市では、八王子版ネウボラなど、ライフステージ応じた切れ目ない支援を先進的に展開している。今後は、福祉・保健医療・教育の連携強化により、義務教育終了後における切れ目ない支援体制を構築されたい。

この際、社会的自立に向けた基礎となる「生きる力」は、乳幼児から若者に至るまで、それぞれの発達段階に応じて、継続的に培われるものであることを重視すべきである。また、「子ども・若者の健やかな成長と社会的自立」に向けた学びや体験の機会を創出し、これらを通じてまちづくりへの参加・参画の意識を醸成していく観点から、幼児教育・学校教育・社会教育・生涯学習などのあらゆる分野において、関連事業の推進を図られたい。

■ 若者の社会的自立

若者が自信を持って社会へ羽ばたき、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けていくためには、幼少期からの様々な体験や幅広い世代の人々との交流を通じて、多様な価値観に触れ合うことが重要である。こうした中で、子どもや若者は、新たなことへチャレンジし、試行錯誤しながら、新たな能力を身に付けていくのだが、少子化により子ども同

士での遊びや多世代との関わりを通じて社会を学ぶ機会が減少している。また、インターネットの進展により、子どもや若者の視野・見識が広がる一方、心身の成長にとって必要な、発達段階に応じた実体験の不足が懸念されている。若者の中には、社会的自立を果たす時期に、人や社会と関わっていくことに大きな不安や困難を感じ、踏みとどまってしまうケースも少なくない。

若者を取り巻く環境が目まぐるしく変化するなか、あらゆる生活場面において、未来を担う若者が社会や地域の人々とゆるやかな関係を築いていく力を身に付けていくことは、社会からの孤立を防ぐことはもとより、かけがえのない「今」を活き活きと過ごし、未来を拓いていくために、今後ますます重要になっていくと考える。それゆえ、「ゆるやかな関係性」に着眼し、若者の社会的自立についてはより広範に捉え、支援策を講じていくことが望ましい。

具体的には、国の「子ども・若者ビジョン」及び東京都の「子ども・若者計画」を踏まえつつ、市が八王子若者サポートステーションとの協働により展開してきた、若者の自立支援事業の実績から見えてきた「ゆるやかな社会や人とのつながり」の形成の効果を重視いただきたい。社会的自立への支援にあたっては、間口を就労や就学に限らず広く持ち、一人ひとりに寄り添いながら、自信を喪失した若者が自己肯定感を回復していくよう支援していくこと。支援を通じて、人と関わりながら自らが持つ能力に気付き、新たな可能性を広げる一歩が若者の社会的自立につながっていった数々の事例をぜひとも参考にされたい。

また、「あなたのみちを歩けるまち。八王子」といった市民や子どもに親しまれているブランドメッセージは、子ども・若者育成支援計画のめざす姿に重なる。このメッセージから発信されるような、「一人ひとりの市民が、自分らしく歩み、活き活きと暮らせるまちの実現」を是非、子どもや若者とともに実現されるよう期待する。

加えて、子どもや若者を経験してきた今を生きる大人だからこそできることもある。思い悩み、立ち止まることは、子どもや若者に限らず、誰しもある。若者が立ち止まり、動けずにいるとき、一歩を進むきっかけがほしい時は、「若者」を経験してきた私たち、一人ひとりの大人が役に立てことがある。

すべての若者が、社会や人とのゆるやかな関係を築きながら、安心して暮らし、自らの選択により未来を拓き、活躍できる共生社会を実現するため、社会全体で若者を応援・支援していく若者施策を市民とともに推進していくことを強く望む。

4 基本理念と3つの視点

子ども・若者育成支援計画は、延長次世代育成対策推進法のもと作成する市町村行動計画の後期計画としての性格を有することから、第3次子ども育成計画の基本理念である「みんなで育てる みんなが育つ はちおうじ」を引き継ぐこととし、市制100周年記念事業として実施した「子どもミライフォーラム」での子どもから提言「八王子はわたしたちがつくるまち」を踏まえ、「みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ」を基本理念とする。また、目標についても、引き続き「子どもにやさしいまち」と「子育てしやすいまち」の実現に取り組むこととし、八王子市のブランドメッセージである「あなたのみちをあるけるまち」のコンセプトを取り入れ、八王子版SDGs（持続可能な都市戦略の一ひとつとして）「子ども・若者が夢と希望に向かって歩けるまち」の実現を追加すること。

（基本理念）

みんなで育てる みんなが育つ わたしたちがミライにつなぐ はちおうじ

すべての子ども・若者が笑顔で成長し、夢に向かってはばたくことができるよう、子ども・若者の権利がまもられ、地域で子どもを育み、若者の成長を見守り、子ども・若者とともに歩む「子ども・若者にやさしいまち」。

すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるよう、社会全体で子育てを支える「子育てしやすいまち」。

すべての子ども・若者が将来に夢や希望を持ち、成長と自立により、自らの道を歩み、子ども・若者が八王子に愛着を持つことのできる「子ども・若者が夢と希望を持って歩けるまち」。

（視点1）夢と権利をまもる

生まれ育つ環境に左右されることなく、すべての子ども・若者の夢や権利がまもられることを、大人が最善の努力を尽くして保障していく。

（視点2）育てる・育つが楽しい

八王子ならではの地域力を活かして、子どもと若者の「生き抜く力」を育み、親も育ち、地域も育つまちづくりを実現する。子育て家庭の不安や負担を軽減し、地域ぐるみで子育てしやすいまちづくりを一層推進する。

（視点3）ミライをひらく

八王子の魅力を未来に引き継ぐため、子どもと若者が八王子の豊かな自然や地域力を活かした遊び・体験の中で成長し、まちづくりに参加し、このまちに愛着を感じることで、次世代（子ども・若者）に選ばれるまちづくりを実現する。

5 提言

基本理念「みんなで育てる　みんなが育つ　わたしたちがミライにつなぐ　はちおうじ」を実現するために、新たに加える若者支援を含めた5つの基本方針に基づく21の提言を行う。

基本方針1 ミライを担う子どもの育成

すべての子どもの自分らしく生きる権利をまもるとともに、子どもの意見を尊重すること。また、八王子の特色を活かした遊びや体験を通じて、子どもの生きる力を育む環境を整え、ミライを担う子どもを育んでいくこと。

(提言1) 子どもの権利を大切にするまちづくり

子どもの権利条約や児童福祉法に明記されているように、子どもは自分に関係することについて意見を表し、それが十分に尊重される権利を持っている。八王子市では、「子どもすこやか宣言」や「子ども☆ミライ会議」により、子どもの権利や参画に取り組んでいるところだが、今後は児童会や生徒会を含めた教育委員会との連携や、児童福祉専門分科会において子どもの意見を取り入れる機会を設けるなど、子どもの意見をまちづくりに活かし、子ども・若者の意見に対して説明責任を果たすようするしくみづくりが重要である。

子ども☆ミライ会議の学生リーダーなど、次代を担う青少年リーダーが育ってはいるが、持続的な取組として、青少年リーダーの育成方針を定めること。

児童虐待やいじめなどによる子どもの権利侵害は深刻な状況である。子どもが安心して健やかに成長できるための環境を大人が保障していくため、子どもからの相談をいつでも受ける体制を充実する必要がある。また、子どもが悩んだり、その心身の安全がおびやかされたりしたときに、第三者機関の設置も含め、問題の解決に向け様々な機関が連携することで、最後まで寄り添える体制をつくっていくことが望まれる。

子どもの基本的な権利についての認知度は、決して高いとは言えない。子ども・子育てフォーラムなどの開催により、子どもの権利を守るために基本的な考え方を市民と共有し、子どもの権利を大切にするまちづくりを進めるべきである。

こうした取組により、すべての子どもが、人として尊ばれ、安心して育つ環境を保障し、夢に向かって自分らしく成長できる社会を目指すことが期待される。

(提言2) 子どもの生きる力を育む遊びや体験の充実

子どもを取り巻く環境の変化とともに、子どもの豊かな成長に欠かせない、多くの人や自然、文化芸術、スポーツ、伝統芸能などとふれあう「直接体験」の機会が乏しくなっている。

子どもにとって「遊び」は、人とふれあい、楽しい経験の積み重ねとなるものであり、特に五感や皮膚感覚を使う外遊びや、人との関わりにおける想像力を育みながら社会的なルールを学ぶ集団遊びは、子どもの成長過程で大切なものである。

子どもが全身を使って、友だちとのびのび遊ぶことは、子どもの成長にとって大変重要であ

り、「子どもミライフォーラム」や「子ども☆ミライ会議」においても「子どもと大人が一緒に楽しく遊べる場所があるまちが良い」「アスレチックで遊びたい」といった意見があがるなど、子ども自身の関心も高い。地域の人々の見守りやふれあいの中で、自然を活かしながら、安全で安心して遊べる身近な場の増加に努めるとともに、児童館や公園などの地域資源に偏りが出ないよう配慮すべきである。

子どもの心身の健やかな成長を育むため、自然や文化芸術、スポーツなど、八王子の地域資源や恵まれた人材を活かした体験・交流活動を進める必要がある。

子どもにとって大切な「遊び」について、保護者を含めた大人への周知や理解を進めるとともに、年齢に応じた支援を行う八王子型児童館、遊びや体験などのプログラムをとおして放課後における子どもの居場所となる放課後子ども教室を充実することが重要である。

八王子が誇る四季折々の自然の中での様々な体験を通して、子どもが自分で考え、判断し、行動していくことができるよう、プレーパークや農業、芸術、伝統文化など関係機関や団体とともに体験活動を充実していくことが望まれる。

こうした取組により、子どもが楽しみながら社会性、創造性を育めるよう、外遊びができる身近な場所や、好奇心を引き出す様々な遊びや体験、社会参加の機会を充実していくこと。また、子どもが、いろいろな人の出会いや豊かな経験の中で、まちへの愛着を深め、地域社会の大変な一員として、自立していくことが期待される。

(提言3) 乳幼児期の教育・保育の質の向上

乳幼児期は、心情・意欲・態度・基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期と言え、健やかな心身の発達を保障していくため、教育・保育のさらなる質の向上が求められる。

すべての子どもが乳幼児期において健やかに成長していくため、中核市権限の活用や保育の質ガイドラインの策定、幼児教育・保育センターの設置等により教育・保育のさらなる質の向上に取り組むことが重要である。

幼児期から小学校への子どもの成長や学びの円滑な接続性を図るため、保育施設・幼稚園と小学校の連携を一層充実していくこと。また、支援が必要な子どもについては、乳幼児期から小・中学校期へと必要な支援が継続されるとともに、年齢に応じた支援機関との連携が望まれる。

こうした取組により、乳幼児期における生きる力の基礎を育むためのよりよい環境を整え、子どもの成長を連続して支えるため、地域と連携しながら、保育施設・幼稚園と小学校との円滑な接続を目指すこと。

(提言4) 若者期へとつなぐ健やかな育ちの支援

子どもの食や健康をめぐっては、発育の重要な時期にありながら、食や健康への関心の低さや生活リズムの乱れといった問題が生じており、生涯にわたる健康への影響が懸念されている。

子どもに関する専門的なスキルを持つ児童館については、遊びや体験の機会の充実、地域コミュニティの場など、地域の核としてさらなる役割が期待される。

生きる力の基礎を育み、将来の健康的で自立した生活につなげていくため、幼児期、学齢期

から、基本的な生活習慣や食習慣を身に付けられるよう啓発を行うことが必要である。また、幼児期からE S D（持続可能な社会の担い手を育む教育）に取り組み、環境や防災など現代的な課題に対する学習や活動を推進すること。

赤ちゃんとふれあう機会や職業観・勤労観を育む機会を通じて、子どもが自分を大切にする気持ちを育みながら、自らの生き方や将来について考える機会を確保するとともに、いのちの大切さや自らが親になるイメージを得られるよう取組を進めるべきである。

地域で子どもの健全育成のために活動している団体が、充実した活動ができるよう支援し、子どもが多様な人との関わりの中で自己肯定感や社会性を育む環境づくりを推進することが望まれる。また、メディアリテラシーの向上を図る取組や、薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響についての啓発活動を推進することが必要である。

こうした取組により、子どもが心身ともに健康的な生活を送り、地域において子どもの成長が見守られ、多様な世代の人々と関わる機会に恵まれている社会を目指すこと。

基本方針2 子どもを育む家庭への支援

妊娠期からの切れ目ない支援や身近な相談環境の充実により、保護者が負担や孤立を感じることなく、子どもに愛情を注ぎ、親としての成長を感じることができるよう支援していくこと。

(提言5) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

母親にとって、妊娠・出産期は、身体の変化に不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期である。核家族化が進み、家族からの十分なサポートが難しい家庭も多いことから、母親への適切な支援が求められている。

妊娠・出産・子育てに関する質の高い情報を適切なタイミングで、分かりやすく提供していくことや、妊娠中から身近な場所で子育て仲間ができ、支えあいながら子どもを育てることができる環境づくりが重要である。

関係機関や地域の支援者が連携し、子育て家庭のニーズに合った包括的支援を進め、安心して子どもを生み育てることができる環境が求められている。

子育て世代包括支援センターである保健福祉センター・子ども家庭支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を推進し、産後ケア事業や産前・産後期のヘルパー派遣など母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供すること。

妊娠期からの健康講座やあかちゃん訪問事業、乳幼児期健診などを活用し、子どもの健やかな成長・発達に必要な情報提供を行い、親子の健康的な生活を支援することが期待される。

こうした取組を行い、妊婦が心身ともに安定した状態で出産を迎え、産後も必要な支援を受けることができ、地域のつながりの中で孤立感を感じることなく安心して子育てできる社会を目指すこと。

(提言6) 働きながら子育てできる環境の整備

共働き世帯が増加する中、家庭とともに社会全体で子どもを育していく環境の整備が必要である。

保育施設の待機児童については解消の方向性が見えているが、学童保育所については引き続き待機児童の発生が見込まれている。今後も女性の就業率の上昇等によりさらなる保育ニーズの高まりが予想されるとともに、保育施設や学童保育所における保育の質の向上も求められる。

希望するすべての家庭が安心して子どもを預けて働くことができるよう、良質な保育環境の確保が望まれる。また、一時保育や病児・病後児保育など保護者の様々な就労形態などを背景に、多様化する保育ニーズに対応する取組を進めること。

学童保育所においても、良質な保育環境の確保と施設整備の充実を図るとともに、すべての子どもがいきいきと放課後を過ごせるよう、学童保育所と放課後子ども教室の事業連携が重要である。

家族が協力して子どもを育て、子育ての楽しさや苦労を共有できる時間が持てるよう、子育てと仕事が両立できる職場環境の整備について、企業に働きかけていくことが望まれる。

こうしたワーク・ライフ・バランスの実現により、仕事と子育ての調和のとれた生活を希望するすべての家庭が、安心して子どもを育てながら働くことができる社会を目指すこと。

(提言7) 子育て家庭への支援

子育てに必要な費用は、妊娠から青年期まで、保育・教育・医療などの多分野にわたることから、経済的支援へのニーズは高い。

家庭での食事は、子どもの心身の成長の糧であるだけでなく、家族のふれあいの場としても大切なものです。また、家庭内において、育児や家事の負担が過度に母親に偏ることなく、父親と母親が協力しあえる環境が必要となる。

子どもや家庭を食で支えることができるよう、フードドライブの実施や学童保育所での食事の提供など、制度の検討が期待される。

親自身が周囲のさまざまな支えの中で楽しみながら学び、子どもと一緒に成長できる環境をつくるためには、子育て時期に必要な情報や知識を、保護者にとって身近な場所で仲間と一緒に楽しみながら得られることが重要である。

子どもと家庭の状況に応じた手当支給や医療費助成を始め、教育・保育の無償化など教育・保育にかかる経済的支援を継続し、子育てに伴う経済的負担の軽減を充実していくこと。

家庭内で食の大切さへの理解を深めながら健康的な食習慣を身につけられるよう支援するが望まれる。また、家庭教育の支援など、親子の絆を深め、子育ての喜びや楽しみを感じながら子育てできる取組が必要である。

保健福祉センターなど、保護者が集まる場所において、子育てに関する講座やイベントの開催など、子どものライフステージに合わせた親の学びを支援していくこと。

こうした取組により、子育て家庭の生活基盤を安定させ、子育てについての学びの場や仲間づくりの機会を充実し、親としての成長を通じて、喜びや楽しさ、生きがいを感じながら子育てができる社会の実現が望まれる。

(提言8) 身近な場所での相談・居場所の充実

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、身近なところに子育てを支えてくれる人がいないという家庭が増え、子育ての孤立感や負担感を感じる人は少なくない状況である。

子育てひろばのスタッフのスキル向上や支援機関との連携など、子育てひろばの質のさらなる向上が期待されている。

困難を抱える家庭では、福祉や医療など従来の分野ごとの制度では解決できない複合的・複雑化した問題に直面しており、身近な地域で包括的な支援が受けられる相談場所が求められている。

保護者が気軽に子育て相談や親子の交流ができる子育てひろばについて、保護者への利用を促し、子育て中の不安や悩みの軽減・解消につなげること。また、多様な子育てひろばがある中で、どの子育てひろばを利用しても満足を得られるよう、市独自のガイドラインの策定や特徴的な取組の紹介など、子育てひろばの質の向上が必要である。

保育所や児童館、子ども家庭支援センターなど子育て支援機関において、その専門性やソーシャルスキルを活かして相談や支援を行っていくこと。また、子育てひろばや地域福祉推進拠点など、保護者にとって身近な場所においても気軽に相談ができる環境づくりと研修制度の充実によるインターワークの実施などが期待される。

こうした取組により、子どもの成長に寄り添い、子育ての喜びや悩みを共有できる支援者が、保護者の身近におり、安心して子育てできる環境づくりが必要である。

基本方針3 子ども・子育てをみんなで支えるまちづくり

地域や市民、企業、大学など多様な担い手により社会全体で子育て家庭を支えるまちづくりを進めること。その取組を子育てプロモーションにより、市内・市外に向けて発信していくこと。

(提言9) 子育てを共に楽しむまちづくり

八王子の子ども・子育て支援は、市民活動団体やボランティア、子育て応援企業などの民間企業、学園都市の特徴を活かした大学等、多彩な担い手により支えられている。

市民活動団体等が運営する子ども食堂や無料塾等は地域に増加しており、食事の提供や学習支援にとどまらず、子どもの居場所や地域コミュニティの拠点としての機能が期待される。

子ども・子育て支援の担い手が子育て中の保護者や家庭と市民とのつながるため、地域の公立施設を中心として、団体間の連携を推進するしくみが求められる。

地域全体で子育てを支え、共に子育てを楽しむまちづくりに向けて、子育て支援に関わる市民活動団体のネットワークづくりや取組内容の発信などの支援を行うこと。

企業や大学等による多様な子育て支援の取組を、子育て中の市民がさらに活用できるようPRを充実していくとともに、ネットワークづくりや関係機関との連携強化が望まれる。

地域の子育て支援拠点や学校施設を核として、市民活動団体・企業・大学等・社会福祉協議会などのつながりと交流を支援し、地域社会全体で子育てを支えていくための地域づくりを推進する必要がある。

こうした取組により、市民・企業・大学など地域全体が子どもの育成や子育て支援に参加し、市全体で未来を担う子どもの健やかな育ちを応援するまちづくりを目指すこと。

(提言 10) 子育てを支える地域人材の育成

専門的な知識やスキルなど専門性を持つ支援者が求められる一方で、保護者の立場に立った寄り添いや話し相手などのボランティアによる支援も重要な役割を担っており、新たな子育てボランティアの担い手の育成が求められている。

子ども家庭支援センターや児童館、社会福祉協議会など、ボランティアの登録先が複数あり、活動を希望する方にとってはわかりづらい状況であり、ボランティアと活動する場をつなげるコーディネート機能も求められている。

身近な場所で子どもや子育て家庭を応援する子育てボランティアについて、活動のきっかけづくりや情報提供により参加する市民を増やすとともに、ボランティアの育成を進めること。また、ボランティアの活用や育成が一元的に行われるよう検討を行い、市民力を活かした人やまちづくりが期待される。

子育てひろばスタッフや民生・児童委員など子育て支援者に対して、子育て支援に必要な専門的知識や技術の向上、学びの場の提供、ネットワークづくりを進め、活動を促進すること。

こうした取組により、地域の支援者が、子どもの成長を喜びながら子どもや子育てをサポートし、お互いに支えあい学びあえる環境を整えること。また、子育てを通じて人ととのつながりや支援の輪が広がり、親自身が次代の子育て支援の担い手となる好循環が望まれる。

(提言 11) 子育てプロモーションの推進

子育て世帯に「八王子で子育てしたい」「住みたい・住み続けたい」と感じてもらうため、「子育てしやすいまち」「子どもにやさしいまち」への取組や魅力ある子育て情報を積極的に発信し、プロモーション活動をしていくことが重要である。

市の取組だけでなく、市民活動団体や企業等による子育てを応援する取組についても積極的に情報発信し、社会全体で子どもの成長や子育てを楽しむ気運をつくることが必要である。

八王子の持続可能な発展に向けて、子育て世帯の定住や流入、年少人口や生産年齢人口の増加を図るため、自治体のシティプロモーション活動の推進が求められる。

豊かな自然や社会資源、市民力を活かした八王子ならではの子育てしやすいまちづくりを進め、SNSや子育てサイトの活用により、その活動を発信していくこと。

子ども・子育てフォーラムを開催し、市民や企業、大学等の様々な立場の人々がつながるとともに、子ども・若者の参加も促し、地域ぐるみで子育てを応援するまちづくりが推進されることが期待される。

こうした取組により、子どもや子育て支援に関する地域の情報や取組がつながり、親子と地域の様々な人が出会い・交流することによって、地域活動を活性化すること。また、子どもの最善の利益を叶えるために、子どもの成長が未来に関わる大切なこととして、すべての人が関心を持ち、子育てを応援するまちづくりが望まれる。

(提言 1 2) 親子が安全・安心に暮らせるまちづくり

子育て家庭からは「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所」や「子どもが被害者となる犯罪・事故の予防・防止」といった施策が求められており、親子が楽しく過ごせる安全で安心なまちづくりへのニーズは高い。また、子どもミライ会議など子どもからも、安全・安心に暮らせるまちづくりへの意見が出されているところである。

ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進するとともに、妊婦や赤ちゃん連れに対する配慮など、おでかけしやすいまちづくりを進めること。また、子どもや子育て世帯に魅力的なまちづくりについて、当事者の声を取り入れながら取り組むことが重要である。

子どもを犯罪被害から守るため、地域のコミュニティを活かし、子どもの安全・安心を見守る活動を支援すること。併せて、子ども自身が犯罪から身を守るための意識啓発や家庭への情報提供を充実することが必要である。

交通事故や家庭内での事故を防ぐため、通学路等の安全点検や交通安全教室を開催し、予防のための情報発信や情報提供が求められる。

大人も子どもも自分の暮らす地域に関心を持ち、きれいで安全・安心なまちづくりを心掛けしていくため、マナーや意識の向上を図ることが必要である。

安全・安心に暮らすため、第三者機関の設置・検討も含め、子どもや保護者がいつでも相談できる環境づくりが望まれる。

こうした取組により、親子が安心して暮らし、外出できる環境を整えること。また、子どもが安全に遊び、通園・通学できるよう、地域の大人の協力による見守りの輪を広げ、誰もが安心して暮らせるまちづくりが期待される。

基本方針 4 配慮が必要な子どもと家庭への支援

虐待や貧困など困難な環境にあり、支援が必要な子どもや子育て家庭への支援を充実していくこと。また、すべての子どもが安心して健やかに成長し、すべての家庭が安心して子育てできるよう支援していくこと。

(提言 1 3) 児童虐待の防止

児童虐待受理事件数や相談件数は増加しており、東京都においては「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を制定し、社会全体で子どもを虐待から守る取組を進めている状況である。

児童虐待は様々な要因が絡み合い、その家庭だけでの解決が難しい問題であり、発生予防から、早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目ない支援が必要である。

子ども家庭支援ネットワークでは、中学校区ごとのブロック会議を開催し、より身近な地域で児童虐待防止の取組を進めているところであるが、児童虐待防止の専門性を有する職員の育成や、民生・児童委員など子どもや保護者にとって身近な場所での支援者を増やしていくことも重要である。

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげるとともに、支援が必要な家庭に対しては訪問事業の充実により、早期に対応していく

ことが求められる。

母子保健・教育・福祉分野との連携充実に加え、児童相談所や警察・医療機関など関係機関との連携強化により、児童虐待防止ネットワークを充実する必要がある。また、ネットワークを構成する人材の育成や市民全体で子どもも守るための周知啓発にも取り組むべきである。

新たな「社会的養育ビジョン」に基づき、様々な事情により親元で暮らすことのできない子どもが、家庭的な環境の中で、深い愛情と十分な理解を持って育てられるよう、里親についての周知啓発を進め、多様な支援先により子どもの最善の利益を確保することが必要である。

こうした取組により、地域の関係機関の連携を進め、親の子育ての不安や負担感を早期に軽減し、児童虐待を予防する環境を整えるとともに、児童相談所と連携した八王子型の相談体制や対応のしくみが期待される。また、地域の問題は地域で解決するという観点から、とりわけ児童虐待防止や児童虐待からの保護・救済のため、児童福祉法付帯決議に示されたように中核市として独自の児童相談体制（児童相談所の設置等）に関する検討や相談専門職の育成（人材育成）などのあり方についてなど、検討を進めが必要である。

(提言 14) 障害児支援の充実

幼稚園や保育施設に臨床心理士を派遣する巡回発達相談の依頼件数は年々増加しており、障害児支援へのニーズは高い。

障害児支援は早期発見と適切な療育や支援を早期から受けることが重要であるが、専門の医療機関や人材が不足している。また、重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れられる施設が少なく、障害児とその家庭への支援が求められている。

「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」や「特別支援教育推進計画」との整合性を図りながら、インクルーシブの理念により、特別な支援を必要とする子どもの支援や環境の整備などを進めることが重要である。

「はちおうじっ子 マイファイル」の活用など障害児支援に関する切れ目ない支援や重症心身障害児とその家族を支援するための在宅レスパイト事業の検討など、障害児支援を推進することが求められる。

発達に課題がある子どもとその親に対して、早期の支援や療育を行っていくため、乳幼児健診や巡回発達相談により早期発見に努めること。また、専門的医療機関の確保や初診待機の解消に向けた取組、児童発達支援センターの充実を検討し、早期支援の体制づくりを進めること。

教育・保育施設や学校、学童保育所において、障害のある子もない子も、ともに安心して過ごせるよう、障害児の受け入れを推進すること。また、放課後等デイサービスの拡充など、障害がある子どもが楽しみながら、成長をすることができる居場所づくりを進めること。

こうした取組により、障害のある子どもを支えるネットワークが充実し、できるだけ早い時期から子どもと保護者への切れ目ない支援が行われ、すべての子どもが地域の中で安心して成長していく社会を目指す必要がある。

(提言 15) ひとり親家庭への支援

母子世帯の年間平均所得は子どもがいる全世帯の年間平均所得と比べ低く、厳しい経済状態がうかがえる。また、八王子市子どもの生活実態調査（平成29年度）では、東京都で同様に実

施した調査と比較すると、八王子市のひとり親世帯の生活困難度は高く、特に中学生の家庭で高い結果となっている。

仕事と家事・育児のすべてを一人で担わなければならないひとり親家庭を支えるため、身近な場所での就業支援や子育て支援など、きめ細かく取り組んでいくことが求められている。

就業、経済状況、子どもに関わる悩みなど、多岐に渡るひとり親家庭が抱える課題について、中核市の権限を活かした「母子家庭等就業・自立支援センター事業」により総合的に支援していくことが重要である。

学習支援や居場所づくり、体験活動を通じた生活力の向上など、ひとり親家庭で生活する子どもへの支援を充実すべきである。

母子・父子自立支援員によるきめ細かな支援を行うとともに、ひとり親家庭に必要な情報を届けるための情報発信に取り組むことが求められる。

DV等から緊急避難できるシェルターやショートステイ・トワイライトステイなど、ひとり親家庭をサポートする仕組みの検討を進めることが必要である。

こうした取組により、ひとり親家庭が経済的にも安定し、家族がふれあうゆとりある生活を送ることで、子どもが未来への希望を持ちながらいきいきと学び、心豊かに成長することが望まれる。

(提言 16) 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は家庭だけの問題ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であり、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」により、生活に困窮する家庭や子どもに対して、自立に向けた支援を行っていくこととしている。

八王子市子どもの生活実態調査（平成 29 年度）では、困窮層における生活困難の具体的な内容として、食料や衣料が買えない、公共料金の支払いが滞るといった傾向が見られた。

子どもの貧困は学習環境に大きく影響し、学習意欲や学力低下につながると言われており、大人になっても困窮する「貧困の連鎖」が社会的な問題となっている。

八王子市においても、本計画を「子どもの貧困対策計画」と位置づけ、改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を勘案し、就労・相談・生活・学習などの支援を行っていくこと。

貧困の状況にある子どもが、将来の夢や希望を実現できるよう、身近な場所での学習支援を行っていくこと。また、子どもにとって身近な居場所において、気軽に相談ができるよう環境づくりを進めていくこと。

保護者が経済的に自立できるよう、準備段階も含めた就業支援を実施するとともに、住宅・教育面等での支援や地域での居場所づくりなど、家族が安定した生活を継続していくために必要な支援を総合的に行うこと。

家庭の経済状況が子どもにどのような影響を与えていたかの視点を持ち、子どもがいる世帯の生活実態や施策の効果を把握・評価するための調査を定期的に実施していくこと。その結果に基づき、常に施策の見直しを行い、さらに有効な施策に取り組むことが重要である。

こうした取組により、貧困家庭で生まれ育った子どもの将来が、その環境に左右されることなく、必要な支援の充実と教育の機会均等（フェアスタートの実現）を図ること。また、すべての子どもが、未来への夢と希望を持ちながら、自立に向けて成長していく社会を目指すこと。

(提言 17) 外国につながる子どもと家庭への支援

外国人市民の人口は、平成 27 年（2015 年）4 月から平成 31 年（2019 年）4 月にはおよそ 1.4 倍に増加しており、外国人を対象とした生活相談やくらしの情報提供が必要となっている。

行政情報や教育機関からのお知らせなどについては多言語化が進んでいるが、さらなる多言語化が求められているほか、日本語学習のニーズも高まっている。

言語、文化、生活習慣が異なる場所での出産、子育ては、周囲とのコミュニケーションの難しさや情報の乏しさなどから、子育ての負担感が大きくなる。

市民の多文化共生意識や国際感覚の醸成のため、日本人と外国人の交流の機会や小・中学校での国際理解教育など、多文化共生意識や国際理解の推進を図る必要がある。

外国人家庭や乳幼児期を海外で過ごした子どもや保護者を支援するため、日本語学習や学校の学習内容の支援、生活支援を充実すること。

ICT 機器の活用による多言語化対応や「やさしい日本語」による子育て支援情報の提供により、外国人も安心して子育てできるよう支援していくこと。

外国人家庭の子どもや保護者が、地域の一員として安心して生活できるよう、多文化共生意識の啓発や国際理解の推進に取り組むこと。

こうした取組により、外国人や海外から帰国した子どもや保護者が、言葉の壁や心の壁を感じることなく、安心して暮らすことができるよう努めること。また、地域に暮らす日本人も外国人も生活者の一員として、国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いかながら、共に暮らしていける社会を目指すこと。

基本方針 5 若者の社会的自立に向けた応援・支援

すべての若者の社会的自立に向け、一人ひとりの成長を応援し、また、生きづらさを抱える若者とその家庭に寄り添い、支援していくこと。さらに、若者の社会的自立を社会全体で支援・応援していくための環境づくりを進めること。

(提言 18) ミライへ歩む若者への応援

今や、若者にとっての主要なコミュニケーションツールのひとつはスマートフォンであると言える。一方、内閣府での調査では、約 7 割の若者が「インターネットでは自分の気持ちが相手に伝わりづらい」と回答し、コミュニケーションに不安を持っている。

また、若者には、「人に頼ることや相談することは格好が悪い」、「悩みを人に知られたくない、恥ずかしい」といった思いなどにより、相談することに抵抗を感じる傾向があることが指摘されている。

市や専門機関が設置する相談窓口では一人ひとりに寄り添った支援を実施しているが、若者には相談窓口などの支援に関する情報が十分に届いていない状況にあるため、一人で抱え込み、事態が深刻化する場合もある。進路の選択、人間関係など、様々な悩みや不安から、関心事まで、若者の様々な思いを幅広く受け止め、気軽になんでも相談できる環境整備をしていくことは若者の孤立を防ぐ点からも未知の事柄にチャレンジし、試行錯誤を経ながら新たな能力を養っていく点からも重要である。

また、2022年には民法が改正され、成年年齢は18歳となる。こうした社会情勢も踏まえ、若者の社会的自立に向け、早い段階から若者が安心感や生きやすさを得られるよう支援することが必要となる。すなわち、若者が巻き込まれやすいトラブルなどの防止を目的とした普及・啓発による正しい知識や法的知識の付与、若者の視野を広げ、社会や地域に関心を持ち、関係性を築いていく力を養っていくことがより重要となる。

具体的には、消費生活トラブル防止、病気予防、食育など、若者が生きていくうえで役立つ事柄について、わかりやすく教育・普及啓発すること。また、ボランティアについての啓発講座や、社会とのつながりの大切さや生きがいなどに関わる心理学講座など、学びを通じて若者の視野が広がる機会を大学や企業などとの連携により創出し、若者へ積極的に周知していくことが重要である。

若者の就労環境においては、平成31年3月末時点の大学生の就職率は、97.6%、高校生が98.2%と、雇用状況は改善傾向にあるものの、大学生の卒業後3年以内の離職率は3割にもものぼっており、求職者と求人企業との間で起きているミスマッチを解消する取組が求められている。また、職業観を養い、社会的な自立の重要性を学ぶために高校・大学等で実施されているキャリア教育においては、職業体験やインターンシップなどの体験機会の提供において、教育機関が地域や企業との連携を強化できるよう、市はコーディネートしていくことが重要である。

その他、少子高齢化や核家族化、共働き世帯の増加などにより、地域における人と人とのつながりの希薄化が懸念されている。こうした中、現在の子ども・若者世代においては、幼少期から子ども同士で遊ぶ機会や地域における多世代交流の機会の減少などにより、遊びや生活の中で様々な人との関わりを通じて、発達段階に応じて必要な思いやりや協調性といった社会性や、コミュニケーション力を身に付けていくための経験が不足している若者も少なくない。

こうした若者がいつからでも、多様な価値観に触れながら、新たなことへのチャレンジができるよう応援していくことが重要である。そして、それぞれの若者が「今」を充実させていく中で、「こんなになりたい」、「こんなことをやっていきたい」といった少し先の将来像を具体的に描けるよう、様々な体験・活動の機会の充実を図ることで、若者一人ひとりの状況を捉え、若者の今を応援・支援していくことが重要である。

(提言19) 悩みや不安を抱えた若者への支援

若者が抱える悩みやその要因は多様化、複雑化している。また、様々な若者支援機関において、相談窓口が設置されているものの、若者にとって、十分にその情報が行き届いていないことや、相談することへの心理的ハードルがあることなどから、なかなか相談までたどり着けていない現状にある。

そのため、悩みや不安を抱えた若者やその家族が「こういうことも相談していいのだな」と安心感を抱け、具体的にイメージできる、相談しやすい環境を整備していくこと。また、それぞれの若者に寄り添い、状況に応じた支援を見立て、適切な支援機関につなげていくことは喫緊の課題である。

こうした若者が何でも気軽に相談できる、言わば、敷居の低い相談窓口を実現していくためには、若者にとって身近なコミュニケーションツールである、インターネットやSNSを活用し、相談予約が容易にできる「相談申込フォーム」を設定するなど若者目線に立った工夫を施すことが必要である。

また、窓口の設置場所においても、若者にとってアクセスしやすく、かつ、人の目が気になりにくい場所や親しみやすい雰囲気づくりなど、足を運びやすい環境整備への配慮も重要であ

る。八王子市初となる若者総合相談窓口の設置・運営に当たっては、悩みを抱えた経験がある若者たちの意見なども参考にしながら、若者たちにとって、心理面・物理面の両面からアクセスのしやすさを十分検討されたい。

若者総合相談窓口では、卒業後の進路が決まっていない若者や、働くことや学ぶことなどの選択に不安を抱えた若者が一人でも多く、早い段階に相談に訪れ、一人ひとりの悩みに寄り添いながら、若者自らが踏み出す一歩を見つけられるよう支援されたい。

学校を中途退学した若者の中には、友人や居場所を失い、本人もその家族もどこに相談していいかもわからず、社会から孤立し、社会とのつながりの希薄化による無業状態の長期化や犯罪に巻き込まれてしまう恐れもある。そのため、こうした若者とその家族への支援については、社会とのつながりの回復に向か、様々な支援機関や団体と連携しながら、一人ひとりの状況やペースに合わせた支援に努めていくことが重要である。

また、悩みを抱えた若者本人は、人との関わりに苦手意識をもっていることが多いが、家族の意識が変わることで、一歩を踏み出すきっかけを得られることがあるため、家族に対する支援も重視されたい。

ひきこもり状態にある若者は自ら相談窓口まで来ることは困難なことが多い。そのため、総合相談窓口においては、来所支援に加えて、地域福祉推進拠点など、地域の核となる機関などとの連携を強化していくことで、なかなか窓口まで足を運べずにいる若者とその家族へのアウトリーチ支援について取り組むべきである。

さらに、ひきこもり状態にあった若者が、次のステップとして、相談窓口に来所し、リラックスした雰囲気の中で、相談という対話を通じて相談員と信頼関係を築きながら、社会とつながる安心感を実感できる環境整備が必要である。こうした相談の次のステップとしては、それぞれのペースで、自らの選択により、プログラムやボランティアなどへの参加が考えられる。そのため、若者同士やボランティアによる地域の支援者などと交流を通じて、人と関わることの大切さを感じながら、自信を取り戻し、自己肯定感を持てるようになるようなサードプレイスについても地域や事業者を巻き込みながら検討されたい。

生活に困窮している若者に対しては、生まれ育った環境によって左右されることなく、教育の機会が得られるよう支援されたい。具体的には、進学・就学に関する希望を実現できるよう、奨学金支給や進学・就学資金貸付等の経済的支援を引き続き実施していくことは重要である。あわせて、生活に困窮した若者の中には、複合した悩みを一人で抱え、社会から孤立してしまう若者も少なくない。また、悩みを持っていることの自覚もあまりなく、相談する気力さえも持てずにいる若者もあり、その支援は容易ではないが、様々なチャネルやネットワークを活用し、若者を支援につなぎ、若者に寄り添いながら、解決策をともに考え、一人ひとりの状況に合った支援を実施されたい。

若者の非行と犯罪の防止や立ち直りにおいては、こうした若者が未来を描き、社会的自立を果たしていくなかで、多くの困難が存在することに対し、必ずしも社会の理解が進んでいるとは言えない状況にある。非行や犯罪に陥ってしまった少年や若者が、将来も希望を持って歩んでいけるよう、関係機関や団体、地域との連携により、市民への理解を深め、立ち直り支援を推進していくこと。あわせて、「再犯防止計画」の策定、非行防止や薬物乱用防止に向けた情報提供や普及・啓発を推進していくことが必要である。

障害のある若者やその家族に対しては、市は関係機関と連携しつつ、地域で安心して日常生活や社会生活を送るための環境づくりが求められており、こうした若者やその家族への支援を推進していく必要がある。

生きづらさを抱えた若者支援としては、自殺対策も重要な課題の一つである。若者の自殺に関しては、全体の自殺者数は減少傾向にあるものの、若者の死因に占める自殺の割合は高いも

のとなっている。東京都や医療機関などとの連携を強化し、自殺を予防する普及啓発や、ゲートキーパー養成に関する取組を進めていくことは重要である。

本市在住外国人は、平成20年の8,000人台から、平成30年には12,000人を超え、増加している。平成31年4月の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の施行により、留学生をはじめとした外国人市民のさらなる増加が見込まれており、外国人が安心して生活でき、地域の一員として活躍できる環境づくりが必要となっている。そのため、コミュニケーション支援や、その他、生活にかかわる支援、地域活動への参加の機会の創出をしていくことが重要である。

(提言20) 地域で若者を応援する環境づくり

社会環境の変化とともに、若者が抱える問題が多様化・複雑化しており、こうした問題の解決のためには、複数分野における支援を適宜適切に組み合わせていけることが必要となる。そのためには、様々な専門分野における支援者同士の顔と顔の見える関係づくりが重要となる。社会的自立に向けて、一人ひとりの若者に合った支援を実施していくためには、家族ケアも含めて複層した問題をていねいに解きほぐしていくことが必要となる。そのためには、様々な支援者が状況を適宜、把握・共有しながら、それぞれが持つ力を持ち寄り、支援を組み合わせていく、こうした柔軟性ある「実践的ネットワーク」の構築とその輪を拡大していくことが求められる。

あわせて、新たな課題への支援を向上させていくためには、人材の育成やノウハウの共有、支援者の心理的負担軽減につながる研修や勉強会、メンタルヘルスケア対策など、支援者の視点に立った支援策も進めていくことが重要である。

また、情報が支援を必要とする若者やその家族に十分に行き届いていない現状を踏まえ、若者やその家族に必要な情報をしっかりと届けていくことは喫緊の課題となる。あわせて、子どもや若者に魅力あるまちを実現していくために、様々な生活場面において、ライフスタイルや意識といった若者のニーズをキャッチし、若者施策の推進や、これからの中づくりにいかしていくことが望まれる。

そのため、情報の発信にあたっては、広報や市ホームページ、SNS、協力店など様々な媒体を活用するとともに、東京都との連携を強化しながら行っていくことが効果的である。情報については、若者支援に携わる支援機関や団体、事業者、大学などと連携し、若者に必要とされ、また、より親しまれる内容の充実に努めるべきである。

また、情報を必要とする若者や、その家族に情報がしっかりと届くよう、支援機関や青少年対策地区委員会や民生・児童委員などの団体や地域への情報提供に努め、協働により支援側の理解を深め、市民への周知の輪を広げていく必要がある。

(提言21) 若者たちがつくる八王子のミライ

人口減少傾向にある八王子市において、若者世代が八王子に魅力を感じ、将来、定着・定住することは重要である。

しかしながら、現状において、市政に対する若者の意見や提案を聞く機会は限られている。近年、グローバル化やICT化、AIの進展による社会・産業構造が大きく変わっていく新た

な時代を見据え、高校・大学などにおいては、地域における問題を自分で発見し解決する「課題解決型学習」が広く取り入れられている。こうした状況を踏まえ、学習に活用できる「地域の課題」を提供するとともに、若者による柔軟な発想をまちづくりに活かす。こうした取組を手掛けていくことが効果的である。

そこで、若者の思いや考えを尊重していくために、高校生や大学生などの若者が、地域の課題やまちづくりに関する提案などを発表する機会や市民と語り合える機会を創り出していくなど、若者の声を広くまちづくりにいかすための取組の充実を図られたい。

また、若者の自己有用感につながる様々な活動を応援するため、企業や大学、NPO法人などの市民団体などとの連携を強化し、連携・協力事業を推進するとともに、ボランティアなど、若者が活動の場を広げていけるよう支援していくことが必要である。特に、学生ボランティア団体などに、地域から気軽に連絡してきてくれるような存在となるよう、活動を広く周知することが求められている。若者による企画事業の実現に向けたアドバイスを行うなど、若者の意欲ある活動の支援の推進にも努められたい。

そのほか、学生を中心とした若者により、高齢化が進む団地等の活性化に向けた活動が行われており、地域として支援していく必要がある。こうした活動は、若者の成長につながることから、活動についての相談に乗ったり、成果の発表に対して行政として講評を行うことで、若者の成長を応援していく取組が求められる。さらに、児童館を若者のボランティア活動の場や居場所として活用するなど、若者の活動場所や居場所となる拠点を検討していくことも必要である。

若者が自分の興味・関心があったり、得意な分野における自主的な活動を行える場を地域で提供し、地域や多世代との交流をとおして成長できる拠点づくりを進めることは、若者の活動を応援するうえで効果的であり、取組を推進することが望まれる。

6 子ども・子育て支援事業計画について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、平成30年度（2018年度）に実施したアンケートなどを活用し、5か年（令和2年度～6年度）の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）と「確保の方策」（整備の目標と実施時期）を設定すること。

（1）区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域について、広域的に区域を捉え、市全域を1区域とするが、地域の社会資源等の状況や福祉ニーズ等を考慮し、地域福祉計画に定められた中学校区を基本に実施すること。

（2）教育・保育

市全域ではニーズ量に対応する定員を確保しているが、大規模マンション等の開発情報など都市計画部との十分な情報共有を行い、地域ごとの需要に対応し、待機児童解消を目指すとともに、待機児童ゼロを維持すること。

（3）地域子ども・子育て支援事業

在宅で子育てをしている方も含めたすべての子育て家庭に向けて、子育てひろばなどの地域のニーズに合わせた様々な子育て支援を充実していくこと。

7 推進・評価について

(1) 計画の推進にあたって

八王子市では、子ども・子育て施策を推進するため、平成15年度に子ども家庭部を設置し、以来、保育施設の待機児解消や乳幼児期の子どもと家庭への切れ目ない支援など、さまざまな子どもに関する課題に積極的に対応してきた。加えて、少子高齢化や核家族化、地域における人間関係の希薄化などを背景とした、ニートやひきこもりなど、社会問題化している若者の「生きづらさ」にも対応すべく、若者施策もあわせて推進してきた。

若者も対象とする「子ども・若者育成支援計画」の策定を契機に、子ども・若者の切れ目ない育成・支援を展開していくにあたり、福祉から社会教育まで幅広い領域においての横断的な対応が求められることから、その推進に相応しい体制強化、すなわち、新たな組織を設置するとともに、その役割に応じた権限を付与することが必要である。本計画を円滑かつ効果的に推進していくため、新たな組織の設置については早期に検討し、実現されたい。

また、子ども・若者の社会的自立を支えるとともに、若い世代が夢や希望を持てる、魅力あふれるまちを実現していくためには、保健・医療・福祉・教育・労働・市民活動・生涯学習・まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策と連携しながら総合的に推進すること。また、国や東京都、他の自治体とも連携を図るとともに、市民や関係機関・団体と一体となって取り組んでいくことが重要である。

(2) 点検・評価体制

計画の進行管理については、利用者の視点に立ち、計画全体の成果（アウトカム）に対して評価をすることが大切である。PDCAサイクルとして、毎年度点検・評価を行い、結果を踏まえた取組の充実や見直しを行っていくこと。また、社会情勢や市民ニーズの変化、国における新たな制度改正には的確かつ柔軟に対応していくこと。

計画の適切な進行管理のために府内各所管における進行状況を把握するとともに、市長の附属機関である社会福祉審議会 児童福祉専門分科会に報告し、点検・評価を行い、課題の改善と施策のさらなる推進に反映していくこと。また、当事者である子育て世帯はもとより、子ども・若者からの意見を尊重・反映しながら、子ども・若者に関わる施策の点検・評価を行うこと。

8 付録

1 八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿

氏 名	所属など	部会	備考
荒井 容子	八王子市立小学校PTA連合会	計画策定(子ども)	
石井 淳	八王子市私立保育園協会	認可	
石田 健太郎	明星大学	計画策定(子ども) 認可	部会長
井上 仁	日本大学	計画策定(子ども)	会長・部会長
内野 彰裕	八王子市私立幼稚園協会	認可	
大島 達也	東京都立八王子拓真高等学校	計画策定(若者)	
岡崎 理香	八王子市民活動協議会	計画策定(子ども)	
加藤 悟	市民公募委員	計画策定(若者)	
眞保 智子	法政大学	計画策定(若者)	部会長
菅野 周平	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター	計画策定(若者)	
鈴木 紀幸	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会	認可	
大宝院 清孝	八王子市公立小学校長会	計画策定(子ども)	副会長・副部会長
田上 美穂	市民公募委員	認可	
野中 真理子	八王子市民生委員児童委員協議会	計画策定(子ども)	
佐戸 博	八王子市町会自治会連合会	認可	
町田 利恵	八王子商工会議所	認可	
松井 優佳	八王子BBS会	計画策定(若者)	
松野 美樹	市民公募委員	認可	
三浦 誠	連合南多摩地区協議会	認可	
三入 重夫	法務省東京保護観察所 八王子地区保護司会	計画策定(若者)	副部会長
森 直美	八王子市立中学校PTA連合会	計画策定(子ども)	
山本 由佳理	市民公募委員	計画策定(子ども)	
渡辺 恭秀	八王子市公立中学校長会	計画策定(若者)	

五十音順・敬称略/令和元年（2019年）10月1日現在

2 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での検討状況

会議名	開催日	主な検討内容
児童福祉専門分科会	1 平成 30 年（2018 年）11 月 12 日	次期計画策定に関する基本的な方針について
	2 平成 31 年（2019 年）2 月 4 日	次期計画策定に関する基本的な考え方について
	3 令和元年（2019 年）5 月 28 日	現行計画の点検、評価
	4 令和元年（2019 年）6 月 5 日	現行計画の点検、評価
	5 令和元年（2019 年）7 月 2 日	子ども子育て支援事業計画（案）の検討
	6 令和元年（2019 年）8 月 25 日	子どもとたちとの意見交換
	7 令和元年（2019 年）10 月 15 日	素案の検討
計画策定（子ども）部会	1 平成 30 年（2018 年）7 月 23 日	ニーズ調査について
	2 平成 30 年（2018 年）11 月 12 日	次期計画策定に関する基本的な方針について
	3 平成 31 年（2019 年）2 月 4 日	次期計画策定に関する基本的な考え方について
	4 令和元年（2019 年）5 月 28 日	（仮称）子ども・若者育成支援計画の策定について
	5 令和元年（2019 年）6 月 11 日	重点項目の検討
	6 令和元年（2019 年）7 月 2 日	重点項目の検討
	7 令和元年（2019 年）9 月 4 日	配慮が必要な子どもと家庭に関する重点項目の検討
	8 令和元年（2019 年）9 月 19 日	素案の検討
計画策定（若者）部会	1 令和元年（2019 年）5 月 28 日	（仮称）子ども・若者育成支援計画の策定について
	2 令和元年（2019 年）6 月 11 日	若者に関する現状と課題
	3 令和元年（2019 年）6 月 21 日	総合相談窓口、居場所の検討
	4 令和元年（2019 年）7 月 16 日	東京都の取組について
	5 令和元年（2019 年）8 月 26 日	中学・高校・大学等との連携について
	6 令和元年（2019 年）9 月 4 日	配慮が必要な子どもと家庭に関する重点項目の検討
	7 令和元年（2019 年）9 月 24 日	素案の検討
認可部会	1 令和元年（2019 年）8 月 9 日	幼児教育、保育の無償化
	2 令和元年（2019 年）9 月 13 日	子ども子育て支援事業計画の検討 素案（教育保育）の検討

資料 ビジョンフォーラム及び子どもミライフォーラムでの子どもからの提言

ビジョンフォーラム（中学生の提言）

「子どもたちが 夢と希望を 持てるまちに」

健康福祉フォーラム	笑顔で「心」と「からだ」を健康に
スポーツ推進フォーラム	多様なスポーツの魅力に触れ、深める異なる世代の絆
生涯学習フォーラム	生涯学びたいという意欲を育てる環境
みどりのまちづくりフォーラム	だれにでも長く使われる都市公園に
生活文化創造都市フォーラム	交通、安心安全、サービスを軸に新たな八王子へ
文化芸術フォーラム	取り入れよう、普段のくらしに楽しい芸術
安全安心フォーラム	地域と連携し、自分たちで守る八王子の安全
歴史伝統フォーラム	未来へ活かそう～それぞれの時代の八王子の魅力～

子どもミライフォーラム（ミライへの提言）

「八王子は わたしたちが つくるまち」

提言 1	子どもが大人と一緒に 楽しく安心して 遊べる場所があるまち
提言 2	犯罪がなく 市民全員が 安心してくらせるまち
提言 3	元気よくあいさつする 世界一笑顔あふれるまち
提言 4	自然を活かした 観光が盛んで 楽しめるまち
提言 5	商工業によって栄え 交通が便利なまち

子ども・若者育成支援計画（素案）の パブリックコメント実施結果について

1 実施概要

- (1) 募集期間 令和元年（2019年）12月15日から
令和2年（2020年）1月15日まで
- (2) 提出できる方 市内在住、在勤、在学の個人、市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 閲覧場所 子どものしあわせ課、市政資料室、各図書館、市民部各事務所、各市民センター（改修中であった台町市民センターは除く）、各児童館、各学童保育所、各公設公営保育園（子育てひろば）、子ども家庭支援センター、各地域子ども家庭支援センター、各親子つどいの広場、各保健福祉センター、保健所、市民活動支援センター、市内小・中学校、市内大学等
- (4) 周知方法 広報はちおうじ、市ホームページ、フェイスブック及びツイッターに掲載。
- (5) 提出方法 郵送、ファックス、メール、または直接窓口にて子どものしあわせ課に提出。

2 意見の概要

- (1) 意見の提出状況

意見の提出者数	50名
(うち小・中学生の数)	18名
(提出方法) 郵送	17名
窓口	14名
メール	13名
ファックス	6名
意見の件数	109件

(2) 意見の分類

分 類	件 数
基本理念について	2 件
3 つの視点について	1 件
計画の位置付けについて	1 件
計画の対象について	1 件
計画書の用語や表記について	1 件
パブリックコメントについて	2 件
基本施策 1 子どもの権利を大切にするまちづくり	7 件
基本施策 2 子どもの生きる力を育む遊びや体験の充実	9 件
基本施策 3 乳幼児期の教育・保育の質の向上	3 件
基本施策 4 若者期へとつなぐ健やかな育ちの支援	18 件
基本施策 5 妊娠期からの切れ目ない支援の充実	1 件
基本施策 6 働きながら子育てできる環境の整備	11 件
基本施策 7 子育て家庭への支援	3 件
基本施策 8 身近な場所での相談・居場所の充実	8 件
基本施策 9 子育てと共に楽しむまちづくり	5 件
基本施策 10 子育てを支える地域人材の育成	4 件
基本施策 11 子育てプロモーションの推進	3 件
基本施策 12 親子が安全・安心して暮らせるまちづくり	5 件
基本施策 13 児童虐待の防止	1 件
基本施策 14 障害児支援の充実	5 件
基本施策 15 ひとり親家庭への支援	3 件
基本施策 16 子どもの貧困対策の推進	4 件
基本施策 17 外国につながる子どもと家庭への支援	1 件
基本施策 18 ミライへ歩む若者への応援	2 件
基本施策 19 悩みや不安を抱えた若者への支援	9 件
基本施策 20 地域で若者を応援する環境づくり	2 件
基本施策 21 若者たちがつくる八王子のミライ	0 件
その他	11 件

※複数の分類に当てはまる意見はそれぞれの分類でカウントしているため、合計は 109 件にはならない。延べ件数 123 件。